

府政経シ第 311 号
総行地第 60 号
令和 7 年 6 月 4 日

各都道府県 PFI 担当部長 殿
各都道府県市区町村担当部長 殿
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）（公印省略）
総務省大臣官房地域力創造審議官（公印省略）

PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について（要請）

平素より PPP/PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国及び地方公共団体において、極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めるとともに、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起による経済成長を実現していくためには、公共施設等の整備等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用していくことが重要であり、多様な PPP/PFI 手法を拡大することが必要となっております。

標記につきましては、これまで「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 3 年改定版）」（令和 3 年 6 月 18 日民間資金等活用事業推進会議決定）及び「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の策定及び運用について」（令和 5 年 7 月 24 日府政経シ第 419 号総行地第 119 号）に基づき、人口 10 万人以上の地方公共団体において、優先的検討規程（以下「規程」という。）を令和 5 年度末までに定め、的確に運用することを助言してきたところです。

今般、地方公共団体における PPP/PFI の更なる導入促進を図るべく、令和 7 年 6 月 4 日に開催された民間資金等活用事業推進会議において、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（以下「指針」という。）（参考資料 1）が改定され、

- ・規程の策定及び運用が求められる地方公共団体を、人口 10 万人以上の地方公共団体から人口 5 万人以上の地方公共団体とすること
- ・分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成を促進すること
- ・地域経済・社会に対し公共サービス水準の向上、経済的価値の向上及び社会的価値の向上の観点から民間事業者が創出する多様な効果の評価を促進すること
- ・以下の（１）及び（２）を下回る基準の柔軟な設定を可能とすること

（１）事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）

（２）単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）とされました。

つきましては、今般指針の改定内容を踏まえて、人口 5 万人以上の地方公共団体のうち規程を未策定の団体は早急な規程の策定をお願いいたします。また、人口 5 万人未満の地方公共団体におかれましても、必要に応じて同様の取組を行っていただきますようお願いいたします。

さらに、規程を策定済の地方公共団体におかれましても、今般指針の改定内容を踏まえて、既存の規程の改定を行っていただきますようお願いいたします。

その際、特に、急速に人口減少が進む中、一層の歳出の効率化、不足する地方公共団体職員の補完を図るため、PPP/PFI 事業において民間事業者の参入を促進するには一定の事業規模を確保することが望ましく、地方公共団体においては、類似施設・共通業務の統合による効率化を図ること又は地方公共団体間の連携による業務の効率化・補完を図る観点から、分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成の促進が有効となります。こうした中で、都道府県・政令指定都市等の人口の多い地方公共団体には、分野横断型・広域型 PPP/PFI の案件形成を行う中で中核的な役割を果たすことが求められています。

なお、規程の策定及び改定や運用に際しては、指針のほか、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 7 年改定版）の概要（参考資料 2）、「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）」（参考資料 3）、令和 4 年 9 月に改定した「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」（参考資料 4）、「分野横断型・広域型の PPP/PFI 事業導入の手引」（参考資料 5）、「PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集」（参考資料 6）、過去の優先的検討規程運用支援の報告書（参考資料 7）、優先的検討規程運用支援（令和 7 年度分は募集締切済）（参考資料 8）を参照するとともに、PPP/PFI 専門家派遣（通年募集）（参考資料 9）等の内閣府による支援事業の積極的な活用を検討してください。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内市区町村（政令指定都市を除く。）に対しても本通知の趣旨が周知徹底されますようお願いいたします。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

< 参考資料 >

参考資料 1 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 7 年改定版）

<https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/pdf/shishin7.pdf>

参考資料 2 多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（令和 7 年改定版）の概要

<https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/pdf/shishin7gaiyou.pdf>

参考資料 3 PPP/PFI 推進アクションプラン（令和 7 年改定版）

https://www8.cao.go.jp/pfi/actionplan/pdf/actionplan_r7_2.pdf

参考資料 4 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引

（今後、今般指針の改定内容に応じた手引きの改定を行う予定です。）

<https://www8.cao.go.jp/pfi/yuusenkentou/sakuteitebiki/pdf/sakuteitebiki.pdf>

参考資料 5 分野横断型・広域型の PPP/PFI 事業導入の手引

<https://www8.cao.go.jp/pfi/manual/pdf/donyutebiki.pdf>

参考資料 6 PPP/PFI 事業の多様な効果に関する手引・事例集

https://www8.cao.go.jp/pfi/pfi_jouhou/jireishuu/pdf/tayounakouka.pdf

参考資料 7 過去の優先的検討規程運用支援の報告書

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/anken_chousagaiyou/anken_chousagaiyou.html

参考資料 8 優先的検討規程運用支援（令和 7 年度分は募集締切済）

https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/r7/r7_index.html

参考資料 9 PPP/PFI 専門家派遣（通年募集）

<https://www8.cao.go.jp/pfi/shien/senmonka/senmonka.html>